

地域環境税の背景と動向

－ 森林環境税と産業廃棄物税を中心として －

仲 上 健 一

はじめに

- ・ 地方税制改革と地域環境税
- ・ 森林環境税
- ・ 産業廃棄物税

おわりに

はじめに

「地方分権一括法」の施行（平成12年4月）を契機に地方公共団体における法定外税の導入が全国的に検討され、産業廃棄物税、森林環境税、水源環境税等の条例が議会において次々と可決されている。議会等における条例可決にいたる背景として、全国的に見られる地方公共団体の積極的な制定状況の潮流も大きな影響を与えているものと考えられる。とくに、下流域の都市住民による水源の森づくりなどの行事や3R（リデュース・リユース・リサイクル）等でゴミを削減しようとする市民運動が全国各地で見られるなかで、地方公共団体による、創意工夫に基づいた独自の税制の設置についての議論を受け入れる土壌が醸成されつつあるといえよう。さらに、森林の機能の経済的評価手法にもとづく全国評価額も約70兆円と推定され、国土における森林の重要性に対する国民の認識も高まりつつある。一方、現実的な課題としては森林環境を保全することは、極めて困難であるだけでなく、林業の維持・発展もかつてないほど厳しい状況に有り、これらの条例制定の動きが持続経営が可能な森林づくりを実現するための最後の挑戦であるとも受け取ることができる。水源環境税の将来展望は、地方公共団体が主体的に自然と国土の保全に取り組み、その管理における責任が確立されるとき、その意義や役割がさらに高まっていくであろう。一方、産業廃棄物については、後始末的な対応に追われる行政から九州・東北地方に見られるように広域的かつ積極的な方策も打ち出されつつある。従来の制度論の視点から税制の内容も個別に検討され、地方公共団体の率先遂行の態度が明確になりつつある。

今次の、水源環境税の動向は、21世紀の水資源管理・流域管理の新しい潮流をつくりだすものとして、さらに、産業廃棄物税では、あらたな循環型社会形成の第一歩としての行政施策として期待したい。

．地方税制改革と地域環境税

小泉構造改革と地方税制改革の一環として、「地域環境税」が法定外税として全国的に展開されつつある¹⁾。税制度の導入の背景や方法は、それぞれの地方公共団体の実情や政策課題によって異なっている。主な環境対策財源（地方税）は、大別すると、1. 主要法定目的税（入湯税・狩猟税）2. 主要法定外目的税（地方独自の環境関連税）であり、廃棄物関連（産業廃棄物関連、一般廃棄物関連）森林保全（水源涵養）関連、3. その他としては、東京都の自動車のグリーン化等々がある。それぞれの「地域環境税」の条例策定の背景や方法は異なっているが、新設された法定外税の多くは、地方環境税である²⁾。代表的な環境政策課題である水・産業廃棄物問題の解決のために、より明確な政策目的とともに、財源調達必要性が高まったためである。これらの問題は、長年の懸案課題であったが、地方公共団体が独自に先行的に実施できる環境は整備されていなかったのが実情である。しかし、「地方分権一括法」の施行は、これまでの地方公共団体の行動を促進したのみならず、これらの問題にかかるステークホルダーの意識をも変化させた。例えば、大分県における「森林環境税」に関しては、県民の意見交換会、県民からのパブリック・コメント、県庁ホームページでの意見、経済団体の説明、市町村への事前説明においても概ね肯定的な状況である。水源税等の新税について、本格的な論議が行われれば、これまでの国の施策、地方公共団体の施策や管理、さらには関連事業の巨大な累積債務、またこれまで幾度と議論され、今日にいたっても導入されなかった経緯、いわゆる“二重の不公平”問題など、検討すべき課題が山積みされているのも事実である。大分県における意見交換会での賛成意見としては、「森林の荒廃の現状を考えると」、「森林はすべての県民に恩恵を与えている」等々であり、一方反対意見は「森林の荒廃はこの程度の税で防止できない」、「他県の人負担も求めるべき」、「意識醸成が図れない」等々である。その他の意見の大半は、税収使途への要望であり、多くが、ソフト対策を望んでいる。この状況は、国土における環境配慮の重要性・緊急性が高まってきていること、さらには地方分権の実施段階において、なんらかの政策手段を実現しなければならないこと、さらには新税設置における方法が整備されつつあることが背景にある。「産業廃棄物税」の制定においても、例えば、経済団体からは積極的な支持は得られなかったものの、この動きを容認するという従来の税制制定における態度とは明らかに異なっていると思われる。したがって、新しい「地域環境税」の条例が制定されたものの、これらの新税設置が、深刻化を増しつつある「地方自治の課題」、「地方税制改革の新展開」に根源的に答えることができるかどうかは別問題である³⁾。

．森林環境税

1．森林環境税の動向

平成17年4月1日現在で、森林環境税等の導入は8地方公共団体であり、検討中も含めると38地方公共団体にのぼる。検討時期としては、鳥取県が平成11年10月と最も早く、平成13年度

地域環境税の背景と動向（仲上）

表 - 1 森林環境税に関する全国の状況

平成17年4月2日現在

県名	導入時期等	税制等	その他
高知県	平成13年4月 （検討開始時期） 平成15年4月 （実施） （条例制定済み）	（名称）森林環境税 （方式）県民税均等割超過課税方式 個人は、年500円を加算 法人は、年500円加算 （税収）約1.4億円	基金の活用
岡山県	平成13年5月 （検討開始時期） 平成16年4月 （実施） （条例制定済み）	（名称）おかやまの森づくり県民税 （方式）県民税均等割超過課税方式 個人は、年500円を加算 法人は、年税額の5%を加算 （1,000円～40,000円） （税収）約4.5億円	基金の活用
鳥取県	平成11年10月 （検討開始時期） 平成17年4月 （実施） （条例制定済み）	（名称）森林環境保全税 （方式）県民税均等割超過課税方式 個人は、年300円を加算 法人は、年税額の3%を加算 （600円～24,000円） （税収）約1.0億円	基金の活用
鹿児島県	平成15年3月 （検討開始時期） 平成17年4月 （実施） （条例制定済み）	（名称）森林環境税 （方式）県民税均等割超過課税方式 個人は、年500円を加算 法人は、年税額の5%を加算 （1,000円～40,000円） （税収）約3.8億円	
愛媛県	平成15年10月 （検討開始時期） 平成17年4月 （実施） （条例制定済み）	（名称）森林環境税 （方式）県民税均等割超過課税方式 個人は、年500円を加算 法人は、年税額の5%を加算 （1,000円～40,000円） （税収）約3.56億円	基金の活用
島根県	平成13年1月 （検討開始時期） 平成17年4月 （実施） （条例制定済み）	（名称）水と緑の森づくり税 （方式）県民税均等割超過課税方式 個人は、年500円を加算 法人は、年税額の5%を加算 （1,000円～40,000円） （税収）約1.6億円	基金の活用
山口県	平成15年3月 （検討開始時期） 平成17年4月 （実施予定） （条例2月議会提案）	（名称）やまぐち森林づくり県民税 （方式）県民税均等割超過課税方式 個人は、年500円を加算 法人は、年税額の5%を加算 （1,000円～40,000円） （税収）約3.8億円	

熊本県	平成15年3月 (検討開始時期) 平成17年4月 (実施) (条例2月議会提案)	(名称)水とみどりの森づくり税 (方式)県民税均等割超過課税方式 個人は、年500円を加算 法人は、年額の5%を加算 (1,000円～40,000円) (税込)約4.2億円	基金の活用
福島県	平成14年12月 (検討開始時期) 平成18年4月 (実施予定) (条例2月議会提案)	(名称)森林環境税 (方式)県民税均等割超過課税方式 個人は、年1,000円を加算 法人は、年額の10%を加算 (2,000円～80,000円) (税込)約10.0億円	基金の活用
神奈川県	平成13年6月 (検討開始時期) 平成18年4月 (実施表明) (条例2月議会提案)	(名称)かながわ水源環境保全税 (方式)個人県民税均等割・ 所得割超過課税方式 均等割 年500円を加算 所得割 700万円以下の 課税所得に 超過税率0.07%を加算 (税込)約78億円 (納税義務者1人平均1,900円)	基金の活用
大分県	平成14年9月 (検討開始時期) 平成18年4月 (実施予定) (条例2月議会提案)	(名称)森林環境税 (方式)県民税均等割超過課税方式 個人は、年500円を加算 法人は、年額の5%を加算 (1,000円～40,000円) (税込)約2.9億円	基金の活用

上記地方公共団体以外に、森林環境税等の導入検討を行っているのは次のとおりである。()は検討開始時期
北海道(平成13年12月)、青森県(平成13年12月)、岩手県(平成13年12月)、秋田県(平成13年12月)、茨城県(平成15年5月)、栃木県(平成15年5月)、埼玉県(平成14年5月)、東京都(平成15年3月)、新潟県(平成12年11月)、富山県(平成12年6月)、石川県(平成13年1月)、福井県(平成13年4月)、山梨県(平成12年7月)、静岡県(平成15年3月)、長野県(平成15年2月)、三重県(平成15年6月)、滋賀県(平成12年6月)、兵庫県(平成15年11月)、奈良県(平成15年5月)、和歌山県(平成14年6月)、徳島県(平成13年5月)、香川県(平成15年4月)、福岡県(平成15年3月)、佐賀県(平成15年3月)、長崎県(平成15年3月)、宮崎県(平成15年3月)、沖縄県(平成15年3月)

(参考資料)

大分県総務部税務課作成、「森林環境税に関する全国の状況」、平成17年2月16日
秋山孝臣、「導入が進む「森林環境税」- 先行県における事例を中心に -」、「調査と情報」、2004.11
林野庁業務資料、平成15年5月30日現在

から多くの地方公共団体で検討が開始された。導入時期としては高知県が平成15年4月であり全国で最も早く、関係各界から注目された⁴⁾⁵⁾。森林環境税の全国の動向は表-1に示すとおりである。

水源環境税・森林環境税の特徴は次の3点に整理できる。

1. 導入時期：平成13年度から急速に導入の検討が開始された。これは、平成13年4月に小泉政権が樹立し、政策の基本として「聖域なき構造改革」が提唱されたこと、「地方分権一括法」の施行（平成12年）等々を契機として、地方公共団体において独自の制定の動きが助長された。
2. 税制：税制の方式の多くが、「県民税均等割超過課税方式」を採用しており、個人としては、各世帯主あたり、概ね年間500円、法人としては概ね年税額の5%を加算としている。これは、税の趣旨が「薄く広く負担を求める徴税方式」の特徴を示している。また、水との関連性を直接的に結び付ける水道課税方式より、より広域的概念としての方式として「県民税均等割超過課税方式」が採用された。
3. 税収：税収額は、概ね1～4億円であり、森林・水源の重要性を認識するためのソフト的対応に使用される内容である。

これらの水源環境税・森林環境税の課題は次の3点に整理できる。

1. 地方税制改革

「地方分権一括法」で、地方公共団体の法定外目的税の創出が可能となり、独自課税ができるようになった。税制の方式は、多くが「県民税均等割超過課税方式」であり、独自性という点では際立った特徴が見られなかった。同一問題に対して、同一解答ということは、理論的・行政的には問題なしと言わざるをえないが、地方公共団体の独自性を発揮したアイデアに富んだ税制の創設が望まれる。

2. 問題解決の手段

多くの税が、森林環境維持のための目的税であるが、この方式で、この税収額で深刻な森林問題がどのように解決できるか、またその解決のプロセスが明示的でない。森林行政において、厳しい状況は全国的に共通の理解であるが、この税収額において、深刻な現実がどのように改善されるのかを精神的のみならず数量的、かつ個別的に示す努力が求められる。税収の用途についても、重点的・効果的な配分の検討が必要である。

3. 県民意識の醸成

県民による公平な負担ということにより、県民の全てが森林そして水を保全しようという意識が醸成されることを目的としている。県民の意識の醸成がどのような意味をもっているのかという根源的な検討がある。例えば、山間部における人口減少とりわけ若年層の人口減の現象は壊滅的状况であり、森林のみならず地域社会そのものの破壊や消失が目前に起こっている状況についての深い理解が求められる。さらに言えば、日頃から森林のことを想起しない県民がこの税制導入によりどのような行動をすればよいのかという、アクションプランの提示が求められる。

2 . 高知県森林環境保全基金条例

平成15年3月28日、「高知県森林環境保全基金条例」が制定された⁶⁾。設置の趣旨は、第1条において次のように明記されている。「水源のかん養をはじめ山地災害の防止、気候の緩和、生態系の多様性の確保等県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組むため、高知県森林環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。」また、積立ては、第2条において次のように明記されている。「基金として積み立てる額は、高知県条例（昭和33年高知県条例第1号）付則第50項及び第51項で定める森林環境の保全に係る県民税の均等割の税率の特例による加算額（第5条において「森林環境税」という。）の収納相当額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。」。これらの第1条、第2条はその後制定される他の地方公共団体が森林環境税等関連条例策定のモデルとなる内容である。平成14年12月の高知県の公表資料によると、本条例の考え方は次のとおりである。

- 1 . 目的：「県民参加による森林保全」の機運を高め、森林の混林化を進め、森林の環境面の機能を保全するため、新たな税制を設ける。
- 2 . 税の仕組み：県民税（個人・法人）均等割の超過課税とする。水道課税方式（法定外目的税）の検討が当初行われたが、森林環境保全を目的とするため、水との結び付きよりは、県民がより幅広く公平に負担することを重視した。
- 3 . 税の金額：個人・法人とも年税額500円（個人は現行1,000円が1,500円に、法人は現行20,000円～800,000円が20,500円～800,500円となる）。個人県民税132百万円程度。（約27万人）、法人県民税7百万円程度（約1万5千社）
- 4 . 税の課税期間：平成15年度から、原則5年間。5年経過後、点検、検討。
- 5 . 税の使い道：県民参加の森づくり推進事業。森林環境緊急整備事業。
- 6 . 税収の管理：「森林環境保全基金（仮称）」設置。普通税を実質的に目的税の同様の性格を持つものとして運用。
- 7 . 県民の参加：事業計画の検討、事業の実施状況確認、事業案への意見等への参加。

高知県は、森林の割合が県土の84%でありその比率は全国一の高さであり、同税への県民への事前アンケートにおいても県民の74%が本条例を支持している状況である。このような、森林環境税の制定が全国の地方公共団体の先例となり、多くの県民の間で議論されたことは、新たな税制制度策定の方角を示すものである。条例制定から5年後の点検、検討の内容や結果がさらに全国の地方公共団体の参考になることが望まれる。

3 . 大分県森林環境税

大分県では、平成15年9月に県庁内に森林環境税に関する研究会が設置され、平成16年5月に大分県森林環境税制懇話会が設置された。平成16年10月に、懇話会による「森林環境税（仮称）に関する意見報告書」⁷⁾が出された。

報告書によると大分県の森林・林業の現状と課題は次のとおりである。

地域環境税の背景と動向（仲上）

1. 現状：森林面積45万4千haで県土の72%。民有林40万2千haで、8割が私有林。人工林が53%。
2. 管理：間伐対象林人工林の3/4にあたる14万3千haが対象。このうち過去5年間で5万ha間伐、残りは間伐放棄林。
再造林放棄地（平成5年17haが平成13年632haに増加）
3. 経営：素材生産量（平成6年107万m³が平成13年63万m³に減少）
木材価格（昭和55年39,600円が平成14年12,600円）
就業者数（昭和35年9,299人が平成12年1,637人）
35万haの私有林の内、約6万haが不在村者所有。

このような悲惨な状況を改善する方向性は、行政担当者や林業関係者のみの努力では解決の糸口を見いだせない。林業生産を取り巻く諸因子は激変し、林業の採算のみならず林業そのものの存続が危ぶまれるという現状である⁸⁾。林業関係者だけで森林を支えていく時代は終わったという認識が必要であろう。そのためには、森林の持つ課題は県民共通の課題であるという認識のもとに新たな管理・経営手法が求められる。それらの流れとして、森林環境税の導入がはかられた。（図-1参照）大分県では、税制の検討として次の3方式が行われた。

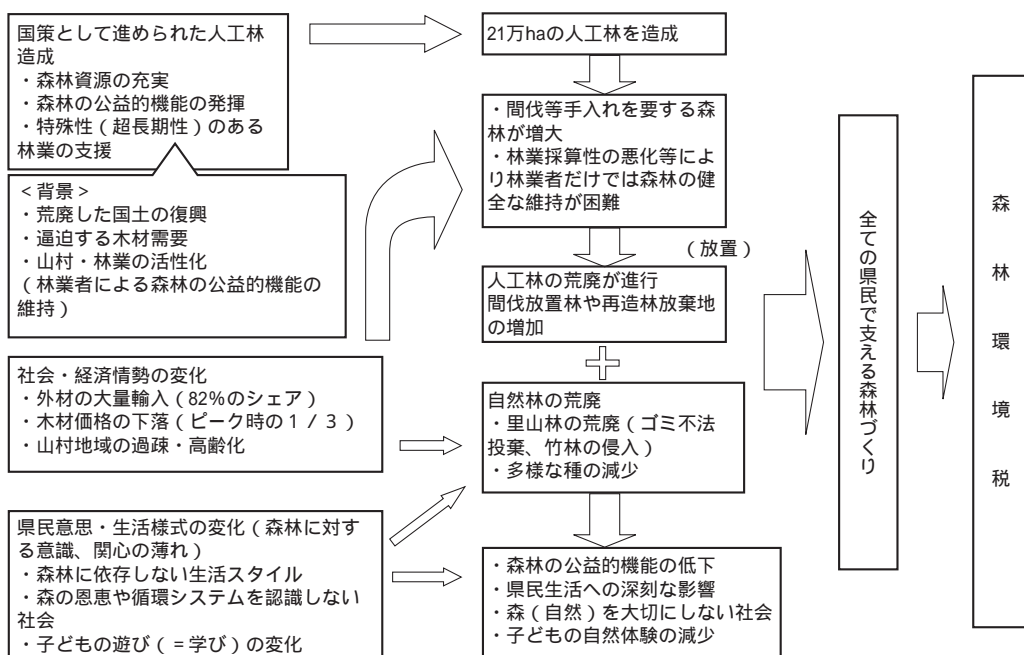


図 - 1 森林環境税創設の背景

大分県森林環境税制懇話会、「森林環境税（仮称）に関する意見報告書」、平成16年10月より引用

A. 水道上乗せ課税方式（法定外目的税）

納税義務者：水道利用者、徴収方法：水道事業者による特別徴収

B. 県民税超過課税方式（法定普通税）

納税義務者：県内に住所（事務所・事業所）を有する個人（法人等）

徴収方法：個人（市町村への賦課徴収委任）、法人（申告納付）

C. 県民税同時課税方式（法定外目的税）

納税義務者：県内に住所（事務所・事業所）を有する個人（法人等）

徴収方法：個人（市町村への賦課徴収委任）、法人（申告納付）

これらの方式について、公平性・事務手続き・徴収コスト等々の視点で検討された結果、県民税超過課税方式（法定普通税）が妥当とされ採用された。

次に、森林環境税の用途は次の4通りである。

A. 県民意識の醸成

- ・ 県民総参加の森林づくり運動の推進
- ・ 森林に関する情報発信・PR
- ・ ボランティア活動の支援

B. 環境を守り、災害を防ぐ森林づくり

- ・ 混交林への誘導
- ・ 再造林放棄地の整備
- ・ 里山林の整備
- ・ 新たな育林技術等の研究

C. 持続的経営が可能な森林づくり

- ・ 県産材の需要拡大
- ・ 林家への管理意識の喚起
- ・ 後継者育成

D. 遊び、学ぶ森林づくり

- ・ 子どもが遊び、学べる身近な森林の整備
- ・ 子どもの野外体験活動の推進

これらの内容は、従来の森林行政を勇気づける内容であり、また次世代の人づくりでもある。これらの事業が単に森林環境税という限定的な考え方でなく、地域そのものを変革するための契機となることが望まれる。

・ 産業廃棄物税

1. 産業廃棄物税の動向

三重県の産業廃棄物税（平成13年7月3日条例公布日、平成14年4月1日条例施行日）が導入されて以来、全国的に広がり近年多くの地方公共団体において検討、実施されつつある。とくに九州7県一斉導入で個別の対応から広域的対応により産業廃棄物税は新しい段階を迎えた

地域環境税の背景と動向（仲上）

といえよう。平成17年4月1日現在で47都道府県中、23府県で導入されており、課税方式、課税客体、課税標準、納税義務者も類型化されつつある⁹⁾¹⁰⁾。

産業廃棄物税とは、「産業廃棄物を排出する事業者に対し、中間処理施設または最終処分場に運んだ産業廃棄物の重量に応じて課税される。」と規定される。課税の根拠は地方税法の法定外目的税である。法的根拠は存在し、多くの地方公共団体で採用されつつある状況で、経済界・産業界でもこの傾向を承認しつつある。

その方式は、a. 事業者申告納付方式、b. 最終処分業者特別徴収方式、c. 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式に類型化される。納税義務者は、a. 産業廃棄物の中間処理施設または最終処分場への搬入をする排出事業者、b. 産業廃棄物の最終処分場への搬入をする排出事業者または、中間処理業者、c. 産業廃棄物の最終処分場または焼却処理施設への搬入をする排出事業者、産業廃棄物の最終処分場への搬入をする中間処理業者および焼却処理業者である。課税標準は基本的には、産業廃棄物の重量である。全国の導入の状況を見ると、a. 三重県・滋賀県、b. 鳥取県・岡山県・広島県・青森県・岩手県・秋田県・新潟県・奈良県・山口県・宮城県・京都府・島根県・熊本県・福島県・愛知県、c. 福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・鹿児島県・宮崎県である。（表 - 2 参照）

表 - 2 産業廃棄物に関する税の実施状況

県名	名称	条例公布日	総務大臣同意	条例施行日
三重県	産業廃棄物税	H13. 7. 3	H13. 9.28	H14. 4. 1
岡山県	産業廃棄物処理税	H14. 6.28	H14. 9.27	H15. 4. 1
広島県	産業廃棄物埋立税	H14. 7. 5	H14. 9.27	H15. 4. 1
鳥取県	産業廃棄物処分場税	H14. 7. 3	H14. 9.27	H15. 4. 1
青森県	産業廃棄物税	H14.12.20	H15. 5.13	H16. 1. 1
秋田県	産業廃棄物税	H14.12.24	H15. 5.13	H16. 1. 1
岩手県	産業廃棄物税	H14.12.13	H15. 5.13	H16. 1. 1
滋賀県	産業廃棄物税	H15. 3.20	H15. 7.15	H16. 1. 1
奈良県	産業廃棄物税	H15. 3.28	H15. 7.15	H16. 4. 1
山口県	産業廃棄物税	H15. 7. 8	H15.10.15	H16. 4. 1
新潟県	産業廃棄物税 (条例可決)	H15. 7.11	H15.10.15	H16. 4. 1
北九州市	環境未来税	H14. 6.30	H14. 9.27	H15.10. 1
宮城県	産業廃棄物税	H16. 3.23	H16. 7.30	H17. 4. 1
京都府	産業廃棄物税	H16. 3.30	H16. 7.30	H17. 4. 1
長崎県	産業廃棄物税	H16. 6.25	H16.10.29	H17. 4. 1
大分県	産業廃棄物税	H16. 6.25	H16.10.29	H17. 4. 1
鹿児島県	産業廃棄物税	H16. 6.25	H16.10.29	H17. 4. 1

福岡県	産業廃棄物税	H16. 6.28	H16.10.29	H17. 4. 1
佐賀県	産業廃棄物税	H16. 6.28	H16.10.29	H17. 4. 1
島根県	産業廃棄物減量税	H16. 6.29	H16.10.26	H17. 4. 1
熊本県	産業廃棄物税	H16.10. 1	H17. 2. 8	H17. 4. 1
宮崎県	産業廃棄物税	H16.10. 7	H17. 2. 8	H17. 4. 1
愛知県	産業廃棄物税	H17. 3.22	H.17. 7. 6	H18. 4. 1
福島県	産業廃棄物税	H17. 3.25	H.17. 7. 6	H18. 4. 1
沖縄県	産業廃棄物税	H17. 7.26	協議書提出中	H18. 4. 1 (予定)

2 . 三重県産業廃棄物税¹⁾

三重県全国に先駆けて平成14年4月1日に産業廃棄物税を制定した。この新しい制度は、産業廃棄物の減量を狙ったものであるが、三重県の導入を契機として、全国の地方公共団体が産業廃棄物税に課税する動きが全国に広がった。三重県の手法・効果・課題を整理すると次の通りである。

産廃課税はおおむね最終処分場の管理運業者が、産廃を持ち込む企業から処分料に上乗せして徴収し自治体に納める。

税率は一トンあたりほぼ千円。税収はリサイクル技術の開発などに充てる。課税効果は大きい。

三重県では県内処分量が減り、導入当初に見込んだ四億円強の税収を三億円に下方修正。

三重県産業廃棄物税の概要は表-3に示すとおりである。

三重県の産業廃棄物税の導入は、全国の導入のモデルになるとともに、現実的に産業廃棄物の搬入量の減少等、実質的な効果もあがりつつある。

地域環境税の背景と動向（仲上）

表 - 3 三重県産業廃棄物税の概要

1 課税の根拠 (第1条)	地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物税を課する。
2 納税義務者 (第4条)	産業廃棄物を排出する事業者（県内・県外を問わず）
3 課税対象 (第4条)	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入 中間処理施設：中間処理業者が設置する県内の産業廃棄物処理施設 最終処分場：産業廃棄物を埋立処分するための県内の産業廃棄物処理施設
4 課税標準 (第7条、第8条)	1．最終処分場への搬入の場合： 当該産業廃棄物の重量 2．中間処理施設 " : 当該産業廃棄物の重量に一定の処理係数（産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数）を乗じて得た重量 3．再生施設への搬入の場合： 課税免除
5 税率 (第9条)	1トンにつき1,000円
6 免税点 (第10条)	4月1日から翌年3月31日までの間（「課税期間」）における課税標準が1,000トンに満たない場合には産業廃棄物税を課さない。
7 徴収方法 (第11条、第12条)	申告納付（課税期間終了から7月末まで）
8 使途 (第19条)	産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てる。 ・環境の21世紀に通じる産業活動への支援 ・産業廃棄物による新たな環境負荷への対策
9 施行期日 (附則第1項)	総務大臣の同意を得た日から起算して1年を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成14年4月1日施行）
10 検討 (附則第3項)	この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

出典:三重県総務局税務政策室課税支援グループ

<http://www.pref.mie.jp/ZEIMU/hp/sanzei/sanzei.htm>

3 . 大分県産業廃棄物税

大分県においては、平成13年に策定した「大分県廃棄物処理計画」に基づき、循環型社会作りに向けた取組として、また産業廃棄物の排出抑制等を図ることを目的として平成17年4月1日に産業廃棄物税が制定された。本制度による税金を事業者によるリサイクル促進等の取組への支援等産業廃棄物の適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため、「産業廃棄物税」が創設された。その概要は表 - 4 に示すとおりである。

表 - 4 産業廃棄物税の概要

課税団体	大分県
税目名	産業廃棄物税（法定外目的税）
課税客体	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
税金の用途	産業廃棄物の排出の抑制及び再利用その他の適正な処理の推進を図るための施策に要する費用
課税標準	焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する事業者
税率	焼却施設への搬入：800円／トン 最終処分場への搬入：1000円／トン
徴収方法	特別徴収・申告納付 （特別徴収義務者：最終処分業者） 自ら焼却処理又は最終処分を行う場合は、申告納付。
収入見込額	（平年度）227百万円
課税免除等	・再生利用、熱回収など産業廃棄物の有効利用が行われているものとして規則で定める施設への搬入 ・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が認める搬入
徴税費用見込額	（平年度）17百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定有り

出典:総務省、平成16年10月29日
<http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041029-13.html>

大分県では、新しい環境政策として「ゴミゼロおおいた作戦」が全县運動として展開されており、その施策の一環として本条例が施行された。条例の実施に当たっては、とくに産業界等から若干の批判等もあったが、全县の環境保全運動の土壌が醸成されていたため、全ての課題を完全に了解されない部分もあったが本条例実現に至ったという経緯がある。

おわりに

水源環境税・森林環境税は、多くの地方公共団体において制定され、流域住民の参加が従来の規模を超えて県民レベルで取り込まれる契機となるであろう。さらには、高知県（森林環境税）、三重県（産業廃棄物税）をはじめ先進県の事業例が、地方から全国へ展開するであろう。これらの動きを、環境保全の新ステップにするためには、地域環境税は、地域の環境を自らの力で守るとともに、地域環境を創造するという地方公共団体の意志のあらわれであり、その徴収額は、必ずしも問題を解決するものとはなりえないが、県民の意志を行政のルールに則って明確に現したものである。そのための成功は、行政（パブリック）と県民（プライベート）が問題解決に向けて共同で取り組むことが求められる。

注

- 1) 諸富徹（2003）、「地方分権と地方環境税」、環境技術、Vol. 32. No. 12, 2003年12月
- 2) 倉阪秀史、「産業廃棄物税の動向と論点」、廃棄物学会誌、Vol. 14. No. 4, 2003年7月
- 3) 和歌山県税制制度調査検討委員会、「和歌山らしい税制度のために～和歌山県税制制度調査検討委員会報告書～」、平成15年4月
- 4) 林野庁業務資料、「都道府県における森林整備・保全を目的とした法定外目的税の取り組み状況」（平成15年5月30日）
- 5) 大分県税務課作成、「森林環境税に関する全国の状況」、平成17年2月16日
- 6) 竹崎誠（2003）、「森林環境税の導入と展望」、環境技術、Vol. 32. No. 12, 2003年12月
- 7) 大分県森林環境税制懇話会、「森林環境税（仮称）に関する意見報告書」、平成16年5月
- 8) 仲上健一、「環境維持活動は市場原理への挑戦」、『環境共生型社会のランドデザイン』、月尾嘉男監修、NTT出版、2003年4月
- 9) <http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks - kkssk/junkanzei>
- 10) 諸富 徹、「産業廃棄物税の理論的根拠と制度設計」、廃棄物学会誌、Vol. 14. No. 4, 2003年7月

[関連論文]

- 碓井光明、「産業廃棄物税のあり方について 税法の観点から」、廃棄物学会誌、Vol. 14. No. 4, 2003年7月
- 長崎敬之、「産業廃棄物税の創設と施行後の状況」、廃棄物学会誌、Vol. 14. No. 4, 2003年7月
- 産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会、「産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する中間的な論点整理」、平成15年9月
- 長崎敬之、「産業廃棄物税の創設と施行後の状況」、環境技術、Vol. 32. No. 12, 2003年12月
- 菅野洋樹、「産業廃棄物税導入と広域行政」、環境技術、Vol. 32. No. 12, 2003年12月
- 11) <http://www.science - news.net/database/display.php?id=11693>
<http://www.pref.mie.jp/ZEIMU/hp/sanzei/sanzei.htm>
 - 12) <http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041029-13.html>

[関連資料]

九州地方知事会地方税制調査研究会、「概要版九州地方知事会地方税制調査研究会」、平成14年10月

大分県、「大分県産業廃棄物税制懇話会別冊資料2」、平成15年12月26日

大分県産業廃棄物税制懇話会、「産業廃棄物税（仮称）に係る意見報告書」、大分県、平成16年2月

大分県産業廃棄物条例検討会議、「産業廃棄物条例（仮称）に係る意見報告書」、平成17年2月

付記

本論文は、仲上健一、「水保全をめぐる環境税：水源環境税の動向」、環境情報科学34 - 2、2005年8月を基本に、産業廃棄物税導入の理論と全国的状況を整理し、加筆修正したものである。